

所得段階別保険料の変更図

第7期 所得段階別保険料(平成30年度～令和2年度)

所得段階	保険料率	保険料 (年額)	対象者
第1段階	基準額 ×0.45※	24,000円 (軽減前:年額 27,000円)	・老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税の方 ・生活保護を受給している方 ・市民税世帯非課税で「課税年金収入額+合計所得金額」が 80万円以下の方
第2段階	基準額 ×0.58※	39,600円	・市民税世帯非課税で「課税年金収入額+合計所得金額」が 80万円を超え、120万円以下の方
第3段階	基準額 ×0.675※	42,000円	・市民税世帯非課税で「課税年金収入額+合計所得金額」が が120万円を超える方
第4段階	基準額 ×0.85	51,000円	・本人は市民税非課税であるが世帯員に市民税課税者がいる方で、 「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円以下の方
第5段階	基準額	60,000円	・本人は市民税非課税であるが世帯員に市民税課税者がいる方で、 「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円を超える方
第6段階	基準額 ×1.11	66,600円	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が 120万円未満の方
第7段階	基準額 ×1.32	79,200円	・市民税本人課税の方で合計所得金額が 120万円以上200万円未満の方
第8段階	基準額 ×1.63	97,800円	・市民税本人課税の方で合計所得金額が 200万円以上300万円未満の方
第9段階	基準額 ×1.66	99,600円	・市民税本人課税の方で合計所得金額が 300万円以上400万円未満の方
第10段階	基準額 ×1.90	114,000円	・市民税本人課税の方で合計所得金額が 400万円以上600万円未満の方
第11段階	基準額 ×2.08	124,800円	・市民税本人課税の方で合計所得金額が 600万円以上800万円未満の方
第12段階	基準額 ×2.20	132,000円	・市民税本人課税の方で合計所得金額が 800万円以上1,000万円未満の方
第13段階	基準額 ×2.35	141,000円	・市民税本人課税の方で合計所得金額が 1,000万円以上の方



第8期 所得段階別保険料(令和3年度～令和5年度)

所得段階	保険料率	保険料 (年額)	対象者
第1段階	基準額 ×0.28 (軽減前:基準額 ×0.45)	17,800円 (軽減前:年額 28,600円)	・老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税の方 ・生活保護を受給している方 ・市民税世帯非課税で「課税年金収入額+合計所得金額」が 80万円以下の方
第2段階	基準額 ×0.50 (軽減前:基準額 ×0.66)	31,800円 (軽減前:年額 41,900円)	・市民税世帯非課税で「課税年金収入額+合計所得金額」が 80万円を超え、120万円以下の方
第3段階	基準額 ×0.65 (軽減前:基準額 ×0.70)	41,300円 (軽減前:年額 44,500円)	・市民税世帯非課税で「課税年金収入額+合計所得金額」が が120万円を超える方
第4段階	基準額 ×0.85	54,000円	・本人は市民税非課税であるが世帯員に市民税課税者がいる方で、 「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円以下の方
第5段階	基準額	63,600円	・本人は市民税非課税であるが世帯員に市民税課税者がいる方で、 「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円を超える方
第6段階	基準額 ×1.11	70,500円	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が 120万円未満の方
第7段階	基準額 ×1.32	83,900円	・市民税本人課税の方で合計所得金額が 120万円以上 210万円 未満の方
第8段階	基準額 ×1.63	103,600円	・市民税本人課税の方で合計所得金額が 210万円 以上 320万円 未満の方
第9段階	基準額 ×1.66	105,500円	・市民税本人課税の方で合計所得金額が 320万円 以上400万円未満の方
第10段階	基準額 ×1.90	120,800円	・市民税本人課税の方で合計所得金額が 400万円以上600万円未満の方
第11段階	基準額 ×2.08	132,200円	・市民税本人課税の方で合計所得金額が 600万円以上800万円未満の方
第12段階	基準額 ×2.20	139,900円	・市民税本人課税の方で合計所得金額が 800万円以上1,000万円未満の方
第13段階	基準額 ×2.35	149,400円	・市民税本人課税の方で合計所得金額が 1,000万円以上の方

※第1段階から第3段階については、消費税率引上げによる社会保障の充実により、保険料額の軽減が行われています。

軽減後の保険料(実際に納付していただく年額)は次のとおりです。

第1段階 平成30年度:24,000円 令和元年度:20,400円 令和2年度:16,800円

第2段階 令和元年度:34,800円 令和2年度:30,000円

第3段階 令和元年度:40,500円 令和2年度:39,000円